

「山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱」の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱 — 略 — 附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。 — 略 — 附 則 この要綱の一部改正は、令和7年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。	山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱 — 略 — 附 則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。 — 略 — 附 則 この要綱の一部改正は、令和7年4月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱の一部改正は、令和8年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。</u>
別紙2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 3 入札関係書類等の取扱い — 略 — 3-2 設計図書等に対する質問 (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること <u>（この場合、質問を登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）</u>。	別紙2（一般競争入札説明書例：建設工事関連業務委託（設計共同体）） — 略 — 3 入札関係書類等の取扱い — 略 — 3-2 設計図書等に対する質問 (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。